

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

町田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第112条の規定において準用する 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>町田市市 税条例（昭和36年12月町田市条例第23 号）第6条に規定する公示送達の例により行 うものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第112条の規定において準用する 地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定による公示送達は、<u>町田市公 告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号） 第2条に規定する掲示場に掲示して行うもの とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。